

瀬戸市教育委員会規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 17 日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤 恵子

瀬戸市教育委員会規則第 3 号

瀬戸市立瀬戸養護学校学則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 部の設置、修業年限等（第 2 条 第 5 条）

第 3 章 学年、学期、休日及び休業日（第 6 条 第 8 条）

第 4 章 教育課程、授業時数等（第 9 条・第 10 条）

第 5 章 入学、休学、転学、退学等（第 11 条 第 18 条）

第 6 章 課程の修了及び卒業の認定（第 19 条 第 20 条）

第 7 章 雑則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 瀬戸市立瀬戸養護学校（以下「学校」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 72 条の規定に基づき、肢体不自由者に対して、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第 2 章 部の設置、修業年限等

（部の設置）

第 2 条 学校には、小学部、中学部及び高等部を置く。

( 修業年限 )

第 3 条 各部の修業年限は、次のとおりとする。

小学部 6 年

中学部 3 年

高等部 3 年

( 定員 )

第 4 条 高等部の定員は、24 人とする。

( 職員組織 )

第 5 条 学校の職員組織は、法及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）に定めるところによる。

第 3 章 学年、学期、休日及び休業日

( 学年 )

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 学期 )

第 7 条 学年を分けて次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

( 休日及び休業日 )

第 8 条 休日及び休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する

休日

日曜日及び土曜日

学年始休業日（4 月 1 日から入学式の前日までとする。）

夏季休業日（ 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日までの間において校長が定める。）

冬季休業日（ 1 2 月 2 4 日から翌年 1 月 6 日までの間において校長が定める。）

学年末休業日（ 3 月 2 1 日から同月 3 1 日までの間において校長が定める。）

前各号に定めるもののほか、瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育委員会の承認を得た日

#### 第 4 章 教育課程、授業時数等

（教育課程及び授業時数）

第 9 条 学校の教育課程及び授業時数は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が編成する。

（授業終始の時刻）

第 1 0 条 授業終始の時刻は、校長が定める。

#### 第 5 章 入学、休学、転学、退学等

（入学期）

第 1 1 条 入学期は、毎学年の始めとする。ただし、特別な事情がある場合は学年の途中に入学を許可することができる。

（入学資格）

第 1 2 条 入学することができる者は、特別の事情がある場合を除くほか、瀬戸市内に住所を有し、かつ、学校教育法施行令（昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号）第 2 2 条の 3 に定める肢体不自由者であって、次の表の左欄に掲げる部ごとに同表当該右欄に掲げる資格を有する者とする。

部	資 格
小学部	小学校に就学すべき者
中学部	中学校に就学すべき者
高等部	高等学校に入学できる者

(入学願の提出)

第13条 小学部及び中学部に入学を希望する者は、入学願(第1号様式)を校長に提出しなければならない。

(入学願書の提出)

第14条 高等部に入学を志願する者は、入学願書(第2号様式)を校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第15条 小学部及び中学部については、入学願を受理して校長が許可する。

2 高等部については、入学願書を提出した者の中から教育委員会の定めるところにより、校長が許可する。

(身上事項の異動)

第16条 児童生徒又はその保護者は、住所、氏名その他の事項に異動が生じたときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(欠席の届出)

第17条 児童生徒が病気その他の事由により欠席するときは、校長に届け出なければならない。この場合において、欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書その他の事由を証する書類を添えて行わなければならない。

(休学、転学及び退学)

第18条 高等部の生徒が休学若しくは退学又は児童生徒が転学しようと

するときは、その事由を付して保護者連署のうえ、校長に願い出なければならない。

- 2 休学、転学及び退学は、前項の規定による願い出に基づき、校長が許可する。ただし、校長は、教育上必要と認めたときは、高等部の生徒を休学若しくは退学又は児童生徒を転学させることができる。

## 第6章 課程の修了及び卒業の認定

### (修了及び卒業)

第19条 課程の修了又は卒業の認定は、平素の成績を評価して校長が行う。

### (卒業証書)

第20条 校長は、卒業を認めた児童生徒に対し、教育委員会の定めるところにより卒業証書を与えるものとする。

## 第7章 雑則

### (委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て校長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### (準備行為)

- 2 第12条から第15条までに規定する行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第13条関係）

# 入学願

小学部 ・ 中学部	
受付番号	

年 月 日

瀬戸市立瀬戸養護学校長 殿

本人氏名

保護者氏名

印

本人	(ふりがな) 氏名	( ) 男・女 ( 年 月 日生 )
	現住所	〒 ( 電話 )
	在学学校(園) 又は 出身学校(園)	
保護者	(ふりがな) 氏名	( ) 本人との続柄( )
	現住所	〒 ( 電話 )

(備考)

- 1 小学部・中学部の別、男女の別についての箇所は、該当項目を で囲んでください。
- 2 印の欄は記入しないでください。

# 入学願書

高等部 普通科	
受付番号	

年 月 日

瀬戸市立瀬戸養護学校長 殿

本人氏名

保護者氏名

印

本人	(ふりがな) 氏名	( ) 男・女 ( 年 月 日生 )
	出身学校	学校 年 月 日 卒業 卒業見込
	現住所	〒 ( 電話 )
保護者	(ふりがな) 氏名	( ) 本人との続柄 ( )
	現住所	〒 ( 電話 )

(備考)

- 1 男女の別、卒業・卒業見込別についての箇所は、該当項目を  
で囲んでください。
- 2 印の欄は記入しないでください。